

# 消費者機構日本とは

消費者機構日本は、消費者運動に積極的にかかわってきた(財)日本消費者協会、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会の3団体が、弁護士・司法書士などの専門家、学識者、消費者団体の皆さんに呼びかけ、2004年9月に設立いたしました。

そして、2007年の消費者団体訴訟制度の施行に伴い、同年8月23日に消費者機構日本は、不当な約款や不当な勧誘行為に対して差止請求権を有する適格消費者団体の第1号として、内閣総理大臣の認定を受けました。

## ・消費者機構日本の組織概要

### 法人格

	特定非営利活動法人
設立／認証	2004年9月17日設立 2005年1月24日認証
備考	2011年1月31日、認定NPO法人認定 (認定期間2011.2.16～2016.2.15)

### 会員状況

※2011年6月現在

会員種別	構成数	
正会員	団体A	3団体※ 消費者機構日本の基本財産に出捐する非営利団体
	団体B	6団体 消費者機構日本と消費者被害情報等の交流を行う非営利団体
	個人	129会員 消費者機構日本の活動を推進するため入会した個人
協力会員	37会員	消費者機構日本の事業に協力するため入会した個人
賛助会員	65団体	消費者機構日本の事業に賛助するため入会した企業・団体

※団体正会員Aの3団体は、消費者機構日本の設立を呼びかけた(財)日本消費者協会、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会です。

### 主な役員

※2011年6月現在

役職	氏名	
会長	青山 侑	明治大学公共政策大学院教授、元東京都副知事
理事長	芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会専務理事
副理事長	狩野 拓夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
	中村 年春	(財)日本消費者協会会長
	阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
常任理事	佐々木幸孝	弁護士
	中野 和子	弁護士
	唯根 妙子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	佐伯美智子	(財)日本消費者協会教育企画部課長
専務理事	磯辺 浩一	事務局常勤

# 寄付金による活動支援のお願い

適格消費者団体が、消費者団体訴訟制度を活用し、不当な約款や不当な勧誘行為等の是正をはかるためには、被害情報の収集や事実関係調査、専門的な分析検討、事業者との協議、訴訟の遂行などに多くの労力と費用が必要です。

このような消費者被害の拡大防止・未然防止の活動は、同時に公正な市場の形成に資するという公益的な役割も発揮しており、本来、広く社会全体で支えていく必要があります。

ところが、我が国ではこうした適格消費者団体への国や自治体からの直接的な財政支援がわずかであるため、会費と寄付金といった心ある個人や法人からの寄付金に頼らざるを得ない実情にあります。

消費者機構日本の目的と活動にご賛同いただいた皆様には、是非とも、寄付金によるご支援をいただきたくお願いする次第です。いただいた寄付金につきましては、消費者被害の拡大防止・未然防止の活動費用に限定して充当させていただきますので、何卒、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 寄付金のお振込みは郵便振替で

- 寄付金のお振込みは郵便振替でお願いいたします。
- 振替用紙は郵便局の窓口で備え置きされています。
- 用紙への記入事項は以下の通りです。

郵便振替口座番号	00110-6-614306
金額	ご寄付いただく金額
加入者名	消費者機構日本
通信欄	寄付金
ご依頼人	貴方の「郵便番号」 「ご住所」「お名前」

ご寄付いただいた方には、後日、領収書とお礼文書、最新の機関紙等をご送付させていただきます。

### 寄付金の 税制優遇措置 について

消費者機構日本は「認定NPO法人」ですので、寄付金の合計額から2000円を差引いた金額の40%相当額を、税額控除の対象とすることができます。

控除を受けるためには、確定申告が必要です。当機構が発行する領収書を添付して、税務署に申告してください。詳しくは当機構のホームページをご参照ください。